

通知

ニューデリー、2012年10月26日

S.O.2611 (E) -2002年生物多様性法（2003年NO.18）のセクション38に基づき与えられた権限の行使にあたり、中央政府はマニプール州政府と協議のうえ、マニプール州において絶滅のおそれのある植物種及び動物種、とりわけ下記表の列（2）に指定する種について以下のとおり通知を行う：-

表

分類番号	植物の名称
(1)	(2)
1	<i>Lilium davidii</i> Duch. Ex Elwes
2	<i>Kalanchoe roseus</i> C.B.Clarke
3	<i>Rhododendron macabeum</i> Watt ex Balf. f.
4	<i>Mai us baccata</i> (L.) Borkh.
5	<i>Rhododendron wattii</i> Cowan
	動物の名称
1	<i>Rhinoceros sondaicus</i> Desmarest, 1822
2	<i>Dicerorhinus sumatrensis</i> (Fischer, 1814)
3	<i>Cervus eldi eldi</i> (McClelland)
4	<i>Ardea insignis</i> Hume, 1878
5	<i>Gyps bengalensis</i> (Gmelin, 1788)
6	<i>Sarcogyps calvus</i> (Scopoli,1786)

2. とりわけ以下に限定される目的においてマニプール州政府がこれを許可した場合を除き、表の列（2）に指定する植物種及び動物種の収集を禁ずるものとする：-

- (a) 科学研究；
- (b) 科学及び学術機関の植物標本館及び博物館；
- (c) 繁殖；及び
- (d) その他のあらゆる科学的調査

3. マニプール州政府は、以下を実施するものとする：-

- (i) 通知に指定する種の総合的な理解を図る、当該種のあらゆる側面に関する研究；
- (ii) 通知に指定する種の生息域内・域外における保全及び野生復帰を目的とした繁殖；及び
- (iii) 森林局各位、各種生物多様性管理委員会、エコツーリズム関連プログラム、並びに森林の居住者及び部族に向けた、通知に指定する種に関する認識向上プログラム及び教育資料の提供。

[F. No.28-12/2008-CS-III]

HEM PANDE 次官補

原文タイトル：Notification on Species of Plants and Animals which are on the verge of extinction in the State of Manipur

原文リンク：<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/86F82A2D-9BAF-9211-3AD9-A3F3947B8D51/attachments/Manipur-%20Threatened%20Species.pdf>

（最終アクセス日：平成 30 年 6 月 20 日）